

社会福祉法人慈恵療育会評議員及び役員報酬等支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人慈恵療育会（以下「法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、法人の評議員及び役員（以下「役員等」という。）の報酬の基準及び費用の支給について、その必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬及び費用の支給)

第2条 評議員には、評議員会への出席等職務の対価としての報酬を支給し、賞与及び退職手当は支給しない。

2 理事長及び副理事長（以下「理事長等」という。）には、理事会及び評議員会への出席及び法人の事業所・事務局に出向き、その職務を行った（以下「職務遂行等」という。）対価としての報酬月額を支給し、賞与及び退職手当は支給しない。ただし、業務執行理事は、法人組織規程の職員としての業務を行っているため、理事会が別に定める給与規程等により報酬及び退職手当等を支給するものとする。

3 役員（理事長等及び業務執行理事を除く。）には、理事会及び評議員会への出席等職務の対価としての報酬を支給し、賞与及び退職手当は支給しない。ただし、監事が法人の監査業務及び関連業務（以下「監査業務等」という。）を行ったときは、理事会出席と同額の報酬を支給するものとする。

4 前各号の職務を行った役員等（業務執行理事を除く。）には、交通費を支給するものとし、法人の旅費規程に基づき計算するものとする。ただし、理事長等への交通費については、法人の給与規程の通勤手当及び旅費規程に基づき、それぞれ計算し、いずれか少ない額を交通費とするものとする。

5 役員（業務執行理事を除く。）が職務のため出張し、又は宿泊した場合、法人の旅費規程に基づき計算し、旅費を支給するものとする。

(評議員の報酬)

第3条 評議員の報酬日額は、別表1の評議員報酬基準のとおりとする。

(役員報酬の総額)

第4条 理事（業務執行理事を除く。）の報酬の総額は、毎年度600万円以内、監事に対する報酬の総額は、毎年度20万円以内とする。

(役員報酬)

第5条 理事長等の報酬月額は、別表2の理事長等報酬基準のとおりとする。

2 役員（理事長等及び業務執行理事を除く。）の報酬日額は、別表3の役員（理事長等及び業務執行理事を除く）報酬基準のとおりとする。なお、決議にあたり、定款第28条第2項の書面又は電磁的記録での取り扱いを行った場合は、別表3の役員（理事長等及び業務執行理事を除く）報酬基準の2分の1を支給するものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬は、その金額を通貨で直接役員等に支給する。ただし、法令その他に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支給すべき報酬の額から、その金額を控除して支給するものとする。

2 役員等が、報酬の全部又は一部について自らの預金口座への振込みを申し出た場合には、その方法によって支給することができるものとする。

(報酬の支給日)

第7条 理事長等の報酬支給日は、毎月25日とする。ただし、報酬支給日が休日等により金融機関の営業日でないときは、前営業日に報酬を支給するものとする。

2 役員等(理事長等及び業務執行理事を除く)の報酬支給日は、理事会及び評議員会への出席等の翌月の25日とし、前項ただし書きを準用する。

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって、法令等に基づく報酬の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年6月22日施行適用し、従前の社会福祉法人慈恵療育会役員等の報酬に関する規程は、平成29年6月21日をもって廃止する。ただし、別表2の報酬月額実支給額は、平成29年10月1日から適用し、適用までの間は、従前の社会福祉法人慈恵療育会役員等の報酬に関する規程の例による。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行適用する。

(別表1) 評議員報酬基準 (第3条関連)

区分	報酬日額	支給基準 (根拠)
評議員	10,000 円	1 回 3 時間以内の会議として積算 3 時間を超える会議には、30 分単位 (30 分に満たない場合は切り捨て) で以下の加算額を計算し、左の報酬日額と合算支給する。 $\text{左の報酬日額} \div 180 \text{ 分} \times \text{超過分数} = \text{加算額 (10 円未満切り捨て)}$

(別表2) 理事長等報酬基準 (第5条第1項関連)

区分	報酬月額	支給基準 (根拠)
理事長	200,000 円以上 450,000 円未満	理事長の報酬月額実支給額は、職務遂行等の日が概ね週 1 回、年間 48 日以上として積算し、230,000 円とする。
副理事長	120,000 円以上 200,000 円未満	副理事長の報酬月額実支給額は、職務遂行等の日が概ね週 3 回、年間 144 日以上として積算し、150,000 円とする。

(備考) 理事長及び副理事長の職務遂行等の日数が、支出基準 (根拠) の日数を超過したとしても、超過分の加算額は支給しない。また、理事長と副理事長の報酬月額実支給額の合算額は、450,000 円以内とする。

(別表3) 役員報酬基準 (第5条第2項関連)

区分	報酬日額	支給基準 (根拠)
理事 (理事長等及び業務執行理事を除く)	10,000 円	1 回 3 時間以内の会議として積算 3 時間を超える会議には、30 分単位 (30 分に満たない場合は切り捨て) で以下の加算額を計算し、左の報酬日額と合算支給する。
監事	10,000 円	$\text{左の報酬日額} \div 180 \text{ 分} \times \text{超過分数} = \text{加算額 (10 円未満切り捨て)}$ なお、監事が第2条第3項ただし書きの監査業務を行った場合は、会議出席と同様な支給基準 (根拠) で支給する。

(備考) 同日の別時間に開催された理事会と評議員会に出席した場合には、2 回分の会議の報酬を支給するものとする。ただし、前の会議の終了から次の会議の開始までの時間が 1 時間に満たない場合は、連続した会議と看做し、必要に応じ加算額として支給するものとする。